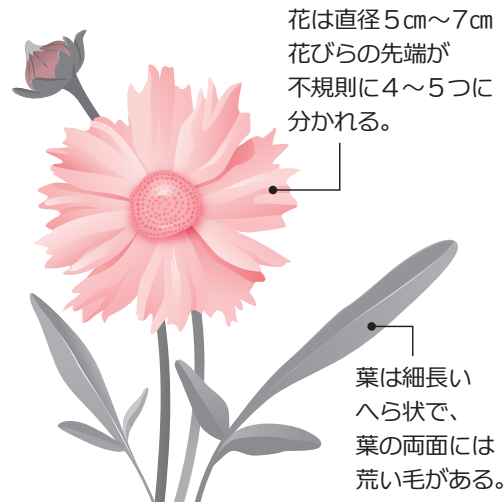




# オオキンケイギクは「特定外来生物」です

## オオキンケイギクとは？

オオキンケイギクは、5月から 7月頃に、おもに木曽川堤防上に咲いている黄色の花です。鮮やかで美しい花ですが、あまりに強靱で、繁殖力がとても強く、在来の野草を駆逐し、辺りの景観を一変させてしまうことから、日本の生態系に重大な影響をおよぼすおそれがある植物として、平成18年2月から、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(略称：外来生物法)による「特定外来生物」に指定され、栽培、運搬、販売などが禁止されています。



丈は30cm～70cm程度。花期は5月～7月。

## ！ 特定外来生物とは？

「特定外来生物」とは、外来生物法により、生態系などに被害を及ぼすものとして指定された生物です。外来生物法では、特定外来生物に指定された生物を飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つことなどを原則禁止しています。

これらの項目に違反した場合、最高で**個人の場合懲役3年以下もしくは 300万円以下の罰金、法人の場合 1億円以下の罰金**が科せられます。

## ！ オオキンケイギクの駆除

オオキンケイギクは、同じ株から何年も花を咲かせる多年草です。そのため、オオキンケイギクを繁殖させないようにするためには、種子を地面に落とさない、もしくは種子が付く前に、根ごと引き抜いて駆除しなければいけません。

また、オオキンケイギクは、生きたままの移動や保管が禁止されているので、駆除したオオキンケイギクは、駆除した場所で天日にさらして枯らす、または、駆除した場所で可燃ごみ袋に入れて密閉し腐らせるなどの処置をしてから、可燃ごみとして処分しなければなりません。

町では、毎年5月下旬に、『オオキンケイギク駆除作戦』として、木曽川堤防上のオオキンケイギクの駆除を行っています。皆さんのご協力をお願いします。

## 令和4年度 オオキンケイギク駆除作戦

日 時：5月28日(土) 午前8時から1時間程度(小雨決行)

集合場所：役場南の木曽川堤防上



問い合わせ先：水道環境課 ☎66-2407